

答申第 286 号

平成 17 年 11 月 29 日

神奈川県公安委員会
委員長 小沢 一彦 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 堀部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 17 年 3 月 9 日付けで諮問された特定の駐在所用地に係る賃貸借契約書一部非公開の件（諮問第 329 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

特定の駐在所用地に係る賃貸借契約書（平成 15 年度分及び 16 年度分）を一部非公開としたことは、妥当である。

2 不服申立人の主張要旨

（１）不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、特定の駐在所（以下「本件駐在所」という。）の用地（以下「本件用地」という。）に係る賃貸借契約書（平成 15 年度分及び 16 年度分）（以下「本件行政文書」という。）について、神奈川県警察本部長が、平成 16 年 12 月 22 日付けで一部非公開とした処分の取消しを求める、というものである。

（２）不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 情報公開のときは、必ず契約金額は公開されるはずである。

イ 個人のプライバシーが公開されると不都合な面があることは分かる。

しかし、今日まで、本件駐在所を交番に切り替え、新しい交番を建てるよう神奈川県警察や神奈川県に申し入れをしてきたが、いまだに計画案はない。今後、本件駐在所を交番に切り替えて、建て替えをするときの参考にするためにも、本件用地の契約金額は明らかにしてもらいたい。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件行政文書を一部非公開とした理由は、次のとおりである。

（１）本件行政文書について

本件行政文書は、本件用地に係る賃貸借契約書（平成 15 年度分及び 16 年度分）である。

（２）神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号該当性について

ア 条例第 5 条第 1 号本文該当性について

本件行政文書のうち、本件用地の所有者（以下「本件所有者」とい

う。)の住所及び氏名並びに本件用地の所在地、地目及び面積並びに本件行政文書に記載された契約金額(以下「本件契約金額」という。)は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報であるが、本件所有者の住所及び氏名並びに本件用地の所在地、地目及び面積は、土地登記簿に記載されており、条例第5条第1号ただし書アの法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報に該当するものとして公開している。

したがって、本件契約金額は、公開することにより、本件所有者の財産の状況及び所得等が識別されることから、条例第5条第1号本文に該当する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

本件契約金額は、条例第5条第1号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、本件用地に係る本件所有者と特定の警察署長との間で交わされた賃貸借契約書(平成15年度分及び16年度分)である。

(3) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別する

ことはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができると規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人に関する情報はもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 本件契約金額は、本件所有者の氏名が公開されていることから、本件所有者の個人に関する情報であり、同号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは、公開するとされている。

(イ) 本件契約金額は、同号ただし書アの法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報、同号ただし書イの慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、同号ただし書ウの公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報又は同号ただし書エの人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要である情報とは認められないので、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 17 年 3 月 10 日	諮問受理
3 月 22 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
4 月 22 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
5 月 9 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付し、非公開等理由説明書に対する意見書の提出を依頼
8 月 18 日 (第 45 回部会)	審議
9 月 22 日	指名委員により不服申立人から意見を聴取 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
10 月 20 日 (第 46 回部会)	審議
11 月 9 日 (第 47 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金子 正史	同志社大学教授	会長職務代理者
沢藤 達夫	弁護士(横浜弁護士会)	部 会 員
鈴木 敏子	横浜国立大学教授	
竹森 裕子	弁護士(横浜弁護士会)	
玉巻 弘光	東海大学教授	
千葉 準一	首都大学東京教授	部 会 員
堀部 政男	中央大学教授	会 長 (部会長を兼ねる)

(平成17年11月29日現在)(五十音順)